

1

都市の公園に求められる役割

～「作る人」と「使う人」の断絶を越えて～



石川 初
ISHIKAWA Hajime

株式会社ランドスケープデザイン
本社設計部 / デザインリーダー

都市で生活する私たちの息抜きや遊びの場である公園。そもそも公園とは何をする場所？ 誰のもの？ 公園の成り立ちとは？ 公園の歴史や現在の課題・ニーズを踏まえ、都市の公園に求められる役割とは。

都市のリビングルーム

「公園は都市のリビングルーム」というキャッチコピーを見つけた。東京都公園協会のウェブサイトのトップページに掲げられている。なるほど、これは面白い言い当てだ。家の中で、リビングルームは何かの機能に特化した部屋ではないが、それがあつて住まいが豊かになるような空間である。私たちはキッチンやバスルームやクローゼットには用事があつて入って行くが、リビングにはあまりそういう「足す用」がない。あるいはまた、誰かが入っているトイレや風呂のドアを開けてむやみに入って行くことはできないが、リビングルームにはそういう排他性がなく、誰でもいつでもふらりと入って行くことができる。こういう緩さが公園らしいというわけだ。

都市で私たちは、限られた人しか入ることができない場所や、限られた行為だけが許された場所に囲まれている。他人の敷地に勝手に入って行くことはできないし、道路で遊んだり寝たりしてはいけない。あらゆる土地に特定の意味や機能が課され、隙間なく「何かをするところ」に決められているのが都市というものだ。そんな中で、いろんな目的や意味からひとまず解放されて、誰でもいつでも入って来て、なんとなく過ごすことができるのが公園である。私たちは公園に来て、座って休んだり散歩をしたりする。そうやって息抜きをしたのちに、また都市に戻って行く。公園は「オフ」の場所を提供することで、都市の「オン」を支えているのである。

公園の始まり

日本で公園がいつどのように始まったのかは、歴史的

にはっきりしている。1873（明治6）年のことだ。この年に公布された『^{だじょうかん み たつ}太政官布達第16号』という法令に「公園」という言葉が登場した。この法令は、全国の府県にむけて「これから公園という制度を発足させるので、それに相応しい場所を申し出よ」という趣旨のお達しである。これに応じて東京府からは上野の寛永寺や芝の増上寺、飛鳥山や浅草寺といった場所が伺い出され、これらが日本初の公園となった。

明治維新後、ヨーロッパに倣った都市の近代化の一環として設けられた「公園」が、実は伝統的な寺社の境内地などの転用で誕生した、というのはなかなか興味深い。公園の始まりは既にあつた賑わいの場所を「公園」と呼ぶことだったのである。もっとも、この法令には別な思惑があつて、それまで所有区分が曖昧だった寺社の境内地を地租改正によって「税金が取れる土地」にするために、一旦公園に指定して官有地としたうえで寺社に経営させて納税させる、というのが狙いでもあつたらしい。

しかしなお、ここに公園の本質をいくつか見出すことができる。ひとつは、公園は制度であるということだ。寺社の境内は公園として設計されたものではなかったが、そこを公園とするというルールが設定されることで公園になったわけだ。もうひとつは、公園という形式がもたらされる以前から、公園のような場所や使われ方は、異なる形で都市に存在していたということだ。公園は、公園という形式を持った施設である以前に、人々が訪れ集い、賑わいが生まれるというような「公園的な出来事」であり、それを支える「公園的な場所」なのだった。



写真1 公園の典型的な禁止看板

公園はその後、都市計画の一部として「計画」され「建設」される対象となり、役割や機能が求められるようになっていったが、日本の公園がその始まりにおいて、ゼロから建設されるのではなく、既にある場所を公園と見なすことから始まったのは示唆的である。

禁止看板が示す矛盾

ところが今日、近所の街区公園をあらためて訪れてみると、まず目に付くのは「禁止事項」のサインである。イラスト付きの看板が、公園でのさまざまな行為を「禁止」している。いわく、ボール遊び禁止、大声で騒ぐこと禁止、花火禁止、犬の放し飼い禁止。公園の入り口には自転車の侵入を阻む金属の車止めが設置されているし、ベンチには寝ころび防止の仕切り板が取り付けられて、ホームレスの人の長居を拒んでいる。こういう有形無形のメッセージは、一度意識すると気になり始め、次第に気持ちが沈んでくる。リビングルームであるはずの公園が、なぜこんなことになっているのだろう。

例えば住宅が隣接しているというような公園の立地条件や、清掃や安全責任などの維持管理の都合も「禁止事項」を増やす理由になっているだろうが、何よりも問題なのは、限られた面積のなかで、公園に期待されるいろいろな物事が競合してしまうということである。本来、リビングルームとして「何でもあり」である公園は、それゆえに様々な意味や機能や行為を受け

入れざるを得ず、できるだけ多くのものを受け入れるために様々なものを制限しなければならないという事態に陥っている。水辺の生き物が生息する場としてのビオトープと、子供が安全に遊びまわることができる広場や遊具とは相容れないが、どちらも私たちが公園に期待するものごとである。ベビーカーの乳幼児と、缶けりをする小学生と、スケートボードを抱えたティーンエイジャーは同居できないが、いずれも公園を使う「子供たち」である。

ある特定の人の特定の行為を許すことが、異なる人の別な行為を阻害してしまう。これは「公」とは何か、という根本的な議論も喚起する、なかなか難しい問題である。東京都心のある公園で、民間資本の導入によって既存の公園を運動公園に整備する際に、ホームレスの人々の排除が問題化し、反対運動が起きたことはまだ記憶に新しい。公園はこのような矛盾を孕んだ存在でもある。

使う人が提案する公園

ある場所で何かを「禁止する」というのは、その施設を提供する側が使い方に条件をつけるということだ。つまり、禁止事項が掲示されるのは、公園を提供する側と利用する側の立場がはっきり分かれていることと、両者にあまり意思疎通がないことを示している。使う人が作る人でもあるような公園であれば、禁止看板的な硬直はずいぶんほぐれるはずである。そうした試みの事例を二つほど紹介したい。



写真2 二子玉川公園の住民参加ワークショップ



写真3 子供と公園プランを作る（二子玉川公園）



写真4 子供と一緒に花壇を作る（二子玉川公園）

ひとつは、東京都世田谷区立二子玉川公園である。多摩川河畔にある区内最大の地区公園で、都市計画決定は1957年と古いが、紆余曲折を経て、2008年に事業認可を取得、2013年に一部が開園した。約6haの敷地内には、回遊式日本庭園や土地の高低差を利用した眺望広場をはじめとする様々な広場や花壇、ビジターセンター、カフェなどが点在している。特に突出したデザインの公園というわけではなく、緑の中をカーブする舗装された園路が続く、よくある普通の公園に見えるのだが、特徴的なのはその「作られ方」と「使われ方」である。

区から委託を受け、基本計画と基本設計を担当した当社が、5年に亘って地元住民とのワークショップを繰り返し、公園の形態だけでなく、管理運営や使い方、それを支える仕組みまで検討し、形にしていっていった。開園後の現在、公園には花壇を作るグループや子供の遊びを指導するグループ、公園施設全体をモニターし続けるグループなどの住民グループが作られ、公園の管理運営を積極的に支えている。手作りの花壇に掲げられた「おはなをつんでいいよ」というサインは、禁止看板とは異なる思想にこの公園が支えられていることを示している。

公園の計画・設計への住民参加や、施設の維持管理を支援するボランティア参加などは各地で試みられているが、当初から公園の使い方まで見据えたうえで、計画・建設プロセスにここまで住民が長く関わった例はなかった。今日、世田谷区に限らずどこの自治体も頭を悩ませている「増えない予算で増える公園をどう維持するか」という課題へのひとつの可能性として、この公園は今後も注目に値すると思われる。



写真5 二子玉川公園の手作り花壇に掲げられたサイン

路上の公園

もうひとつは、アメリカの西海岸、カリフォルニア州サンフランシスコ市で実践されている「Pavement to Parks（舗装から公園へ）」と名付けられたプロジェクトである。これは、市内の路上駐車スペースを、隣接した建物の住民や店舗のオーナーが申請して借り受け、



写真6 イスとテーブルでつくる「パークレット」（サンフランシスコ）



写真7 「パークレット」のサイン（サンフランシスコ）

ベンチや植木鉢を置いて公園化するという制度である。ひとつひとつの小さな公園は「パークレット」と呼ばれている。もとは、地元の建築家による、駐車スペースに芝生とベンチを置いて仮設の公園を作る「パーキング」というパフォーマンスとして始まったものだ。これが話題となり、年に一度、アメリカ各地で一斉に行われる「Park (ing) Day」というイベントに発展した。これをヒントに、サンフランシスコ市が、市内の道路・歩道環境の整備推進の一環として制度化した。

市のウェブサイトから参加マニュアルを閲覧することができる。マニュアルには、申請からデザインの審査と許可の流れ、建設後の適切な維持管理の方法までが詳しく解説されている。現在50近くのパークレットが作られているが、市民の関心が高く、応募が殺到していて、現在は一時的に新規の応募を停止しているほどらしい。掲載されているいくつかの写真をみると、街路の路肩に花や緑や屋外家具が置かれるだけで、街の風景が劇的に変わる様子がよくわかる。

公園の「公」とは何か

世田谷の住宅地の地区公園とサンフランシスコ市の街路の公園、それぞれ規模も形状も異なる「公園」だが、これらに共通しているのは、使う人が積極的に公園の供給サイドに踏み込んでいくこと

で、公園を作る側と使う側の分断を乗り越えようとしていることと、それによってこれらの公園が「誰かが作ったみんなの公園」ではなく、「私たちが作った私たちの場所」になっていることだ。ここに、先ほど述べた、公園の「公」とは何か、という根本的な問いへのヒントもあらわれているように思う。パークレットに憩う人たちの様子はまさに都市のリビングルームを体現している。公園への固まった先入観を捨てて、『太政官布達第16号』のラジカルさをいま、思い出してみてもいいだろう。

<写真提供>
写真2、3、4、5 株式会社ランドスケープデザイン
写真6、7、8 小林博人



写真8 パラソルのある「パークレット」（サンフランシスコ）